

平成 19 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 フルキャスト
代 表 者 名 代表取締役社長 漆 崎 博 之
(コード番号 4848 東証第一部)
問い合わせ先 取締役 執行役員 管理本部長 上 口 康
執行役員 グループ経営企画部長 塚 原 進 午
電 話 番 号 03 - 3780 - 9507

書類送検に関するお知らせの一部追加について

昨日、「書類送検に関するお知らせ」を開示致しましたが、書類送致の理由は、平成 18 年 7 月下旬頃から同年 10 月初旬頃までの間に弊社が行った労働者派遣事業に対する、弊社ならびに弊社営業社員 1 名の労働者派遣法違反（禁止業務である警備業務への労働者派遣）の容疑によるものであります。

また、弊社は、平成 19 年 8 月 3 日付で、東京労働局より、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下：労働者派遣法という）に違反したとして、労働者派遣法第 14 条第 2 項及び第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業停止命令および労働者派遣事業改善命令を受け、再発防止のための対策として、以下のような措置を講じております。

(1) コンプライアンス推進部コンプライアンス室の強化

コンプライアンス推進を更に強化すべく、各地域ごとに責任者を選任し、コンプライアンス推進業務に当たらせております。

(2) 社内業務監査機能の構築

労働者派遣法第 4 条第 1 項で禁止されている適用除外業務に労働者派遣を行うことがないよう、事前に発見し防止するための社内業務監査機能を充実させるため、コンピュータシステムである「派遣業務監査システム」の機能強化ならびにコンプライアンス室によるチェック体制の強化を行っております。

(3) 継続的なコンプライアンス研修の実施

派遣元責任者、支店長等の管理職者をはじめ、全社員に対するコンプライアンス研修を継続的に実施しております。

(4) 派遣先事業主様への説明活動の実施

派遣先事業主様自身におきましてもコンプライアンスの認識を強めていただくべく、派遣先事業主様用リーフレットを作成し、説明活動を実施しております。

(5) 派遣スタッフ様への詳細な説明の実施

登録説明会時におきまして、派遣登録希望者に対し、労働者派遣法第 4 条第 1 項で禁止されている適用除外業務についての説明をより強化しております。

なお、事業停止につきましては、平成 19 年 10 月 9 日をもって終了し、事業を再開していません。

弊社は、この事実を厳粛に受け止め、行政捜査には今後とも引き続き誠実かつ真摯に対応してまいります。今後、進捗があり次第、お知らせいたします。

お客様及び登録スタッフの皆様をはじめとする関係者の方々に、多大なご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

以 上